

国民健康保険税にかかる徴収の猶予制度について（ご案内）

1 徴収の猶予制度とは？

納税者の方が災害などを理由に、国民健康保険税を一時に納付することができない場合に、最大で1年間、徴収が猶予されるという制度です。

※「税額がお安くなるものではございません。延滞金が生じますのでむしろ高くなります」

2 徴収の猶予が認められると…

- ① 新たな滞納処分執行は受けません。
- ② 既に差押えられている財産がある場合、その差押が解除される場合があります。
- ③ 財産のご状況によっては、猶予期間中の延滞金の一部が減免される場合があります。

3 お手続きの方法

① 以下の書類をご用意いただきます。

④ 災害などの場合は「り災証明書」、納税者の方が病気の場合は「医師の診断書」もしくは「領収書」、廃業の場合は「廃業届」、事業について廃業と同程度の損失を受けられた場合は「申請前2年間の損益計算書」をご準備下さい。

⑤ 財産目録（本市様式）

⑥ 収支明細書（本市様式）

② 猶予期間内の納税計画をお申し付けの上、窓口で徴収猶予申請書をご記載・ご提出いただきます。この際、猶予ご希望金額・ご希望猶予期間によっては担保の提供を求める場合があります。

③ 一旦ご帰宅いただき、市が審査を開始します。審査期間は、納税者の方の状況によって異なりますが、およそ2～3週間程度が目安となります。

④ 審査結果（許可通知書と納付書、もしくは不許可通知書と納付書）がご自宅に送付されます。

5 以下の点にご注意願います

① 職員が行う質問にご回答いただけなかった場合や職員が求めた帳簿書類の提出をいただけなかった場合もしくは提出いただいたものの後日の調査により真実ではないことが判明した場合等におきましては猶予不許可・取消しになります。

② 許可された計画どおりに納付が確認出来ない場合や猶予を受けておられる国民健康保険税以外に新しく納付することとなった国民健康保険税を滞納された場合にも猶予は取消されます。

③ 財産やご事情の変化によって猶予の継続が不相当と判断された場合にも猶予取消しになる場合があります。

国民健康保険税にかかる換価の猶予制度について（ご案内）

1 換価の猶予制度とは？

滞納国民健康保険税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難になるおそれがある場合に、最大で1年間、差押財産の換価（売却）が猶予されるという制度です。

2 換価の猶予が認められると…

- ① 既に差押を受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 財産のご状況によっては、猶予期間中の延滞金の一部が減免される場合があります。

3 申請をすることができる方

以下の両方ともに該当される方です。

- ① 換価の猶予を受けようとする国民健康保険税以外に滞納がない方
- ② 従前納期内納付を守っておられた方、過去に受けた分割納付を確実に履行しておられた方、滞納国民健康保険税の早期完納に向けた経費節約・借入返済額減額・資金調達などの努力を適切にいただいております方

3 お手続きの方法

- ① 以下の書類をご用意いただきます。
 - ④ 財産目録（本市様式）
 - ⑤ 収支明細書（本市様式）
- ② 猶予期間内の納税計画をお申し付けの上、窓口で換価猶予申請書（猶予の対象となる税額は納期限から6月以内のものに限られます）をご記載・ご提出いただきます。この際、猶予ご希望金額・ご希望猶予期間によっては担保の提供を求める場合があります。
- ③ 一旦ご帰宅いただき、市が審査を開始します。審査期間は、滞納者の方の状況によって異なりますが、およそ2～3週間程度が目安となります。
- ④ 審査結果（許可通知書と納付書、もしくは不許可通知書と納付書）がご自宅に送付されます。

5 以下の点にご注意願います

- ① 職員が行う質問にご回答いただけなかった場合や職員が求めた帳簿書類の提出をいただけなかった場合もしくは提出いただいたものの後日の調査により真実ではないことが判明した場合等におきましては不許可・取消しになります。
- ② 許可された計画どおりに納付が確認出来ない場合や猶予を受けておられる国民健康保険税以外に新しく納付することとなった国民健康保険税を滞納された場合にも猶予は取消されます。
- ③ 財産やご事情の変化によって猶予の継続が不適当と判断された場合にも猶予取消しになる場合があります。